

令和 8 年度輸送の安全確保における取組状況

今般、貸切バス事業者の重大事故や不祥事が目立つようになりました。その背景には様々な問題があります。本来、バスは利用者の利便の増進を図り公共の福祉を増進することを目的としています。バス事業は単なるお金儲けのビジネスではありません。利用者が安心してバスにご乗車頂くためにバス事業者は絶え間なく安全運行の確保に向け努力をし続けなければなりません。三八五観光タクシーは現在の取り組み状況を的確に把握し利用者の皆さまに情報の公開をして多くの意見をいただき、皆様に選ばれるバス事業者を目指し、「安全優先経営の徹底」を進めて参ります。

①貸切バス事業者安全評価認定制度(セーフティバス)

公益社団法人日本バス協会が、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取り組み状況を点数化して評価し、☆の数(最高☆☆☆☆☆)で認定・公表しているものです。なお認定は 2 年間の更新制で、主な評価項目は次のとおりです。

【主な評価項目】

○安全性に対する取り組み状況

- ・アルコールチェッカーを使用した厳正な点呼
- ・定期的な運転者教育の実施
- ・運転者の労働時間等

○事故及び行政処分の状況

- ・過去 2 年間に加害責任のある死傷事故を発生させていないこと
- ・過去 1 年間に加害責任のある転覆事故等を発生させていないこと
- ・行政処分の状況等

○安全マネジメント取り組み状況

- ・輸送の安全確保の責任体制
- ・安全方針の策案と全従業員への周知徹底
- ・安全に対する会社あげての取り組み等

2026 年に二つ星☆認定済です。

②交替運転者の配置基準

安全な運行を確保するためには、運転者 2 名乗務・途中交替など交替運転者の配置が必要になる場合があります。乗車予定地点から、降車予定地点までの距離が原則 500km (午前 2 時から午前 4 時にかかる夜間運行の場合は原則 400 *_□) を超える場合または運転時間が原則 9 時間を超える場合、交替運転者の配置が必要となります。三八五観光タクシーの配置基準は昼間 480 *_□以上、夜間運行

をする場合 2 名での乗務が基本。(但し近距離 150 ㎞前後は除きます。)運転時間は原則 8 時間まで。

③事故・故障等緊急時対応

契約責任者の緊急連絡先は運送申込書に記載し、貸切バス事業者の緊急連絡先は運送引受書に記載することとしています。万が一事故等の発生した場合に備え、必ず確認します。

事故等の対応は原則、安全統括管理者が指示をし、運行管理者・保険会社と連携して迅速に対応します。またドライブレコーダーを使い事故現場の的確な情報をリアルタイムで確認します。

④運転者の過労防止対策

運転者が長距離運転または夜間の運転に従事する場合であって疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替するための運転者を配置しています。

拘束時間を上回るような運行に関しては、事前に申込者に確認と了承を得てお客様のご迷惑にならないような場所に交替するための運転士を配置しています。

⑤バス運転者に対する厳正な点呼

運行管理者は、乗務しようとする運転者・乗務を終了した運転者に対して、対面により点呼を行い報告を求め、及び確認を行い、運行の安全を確保するために必要な指示をしています。

三八五観光タクシーでは、高性能アルコール検知器を使用し点呼基本項目の確認漏れがないように対面点呼を行い、宿泊を伴う運行の際にはデータ通信式のアルコール検知器を用い、パソコンで確認・保管しています。また、専門的な知識を勉強させる意味で社員に各運行管理講習を受講させています。

⑥車両の定期点検制度(維持管理)

観光バスの点検の種類は運行前に運転者が行う日常点検と、3ヶ月・6ヶ月・9ヶ月・12か月の法定点検があります。

日常点検は法令で定められた点検項目、またより厳しい自社の基準で法定点検以外に1ヶ月点検を自社の整備士に確認してもらい適切な整備を行っています。法定検査は自動車ディーラー整備工場に依頼し、確実な点検整備と記録をしています。

⑦デジタル式運行記録計及びドライブレコーダーの導入状況

乗務員の安全教育に活用しています。選定の対象とする貸切バス事業者に、装置の導入状況を確認しています。

デジタコ・ドラレコとも全車導入済みです。これらを利用して運行管理・乗務員教育を行っています。

三八五観光タクシー株式会社